

# 鳥取県がん患者の社会参加支援事業補助金に係るQ & A

(令和7年3月28日現在)

No	質 問	回 答
1	補助してもらえる回数は何回ですか？	補助対象は、①ウィッグ（全頭用かつらに限る）・②補整下着等の胸部補整具等ごとに補助上限額（50千円）に達するまで何回でも申請することができます。ただし、申請期限は初回申請日の属する年度から3年後の3月31日までです。
2	補助対象となるウィッグ（かつら）又は補整下着等は1人1つに限られますか？	購入される個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて申請することは可能です。
3	申請できるのは1回までですか。例えば、補助を受けた後、再度かつらを購入した場合は対象外ですか？申請する年度が替わっても対象外ですか？	補助上限額（50千円）に達するまで何回でも申請することができます。申請時期についてはNo.12をご覧ください。
4	異なるがんにかかった場合や再発した場合、転移した場合には再度申請が可能ですか？	初回申請日の属する年度から3年後の3月31日以降は、再発・転移した場合や異なるがんにかかった場合でも再度の申請はできません。
5	ウィッグと補整下着の両方を購入した際は、それぞれで申請が可能ですか？また、その場合はいくら補助してもらえますか？	令和7年4月1日以降に申請いただいたものは①ウィッグ上限5万円＋②補整下着等上限5万円で合計上限10万円が補助されます。
6	治療を受けた日が3年前なのですが、補助の対象となりますか？	治療を受けられた日は問いません。
7	がんの治療を受けていることの証明はどのように行いますか？	診療明細書やお薬手帳など、がん治療を受けていることが分かる書類を提出してください。
8	診療明細書などがん治療を受けていることを証明する書類が手元にないのですが、どのようにしたらよいですか？	お手数ですが、治療を受けられた医療機関から証明書をもって提出してください。
9	補助対象となるのは、どのようなウィッグ（かつら）ですか？	補助対象となるかつら（ウィッグ）は全頭タイプのかつら（装着のための頭皮保護ネットを含む）に限ります。
10	髪の毛が付いている帽子がありますが、補助対象となりますか？	ただし、全頭タイプのかつらに類似した、全面に毛髪の毛のついた帽子は対象としています。部分的なかつらや、一部毛髪の毛のついた帽子は対象外です。
11	乳がん患者用のパットや人工乳房など下着以外のものも対象となりますか？	対象となります。乳房を切除された方の胸部を補整するものであれば対象となります。
12	補助対象となるために、購入日に制限がありますか？	購入日の属する年度の3月末日までに申請してください。ただし、1月から3月末までに購入したものについては、購入日の属する年度の翌年度の3月末までの申請が可能です。また、やむを得ない場合として決裁権者が認める場合は、4月から12月末までに購入したものであっても、購入日の属する年度の翌年度の3月末までの申請が可能です。※下のイメージ図を参照 領収書等により日付を確認させていただきます。
13	No.12のやむを得ない場合とは、どのような場合ですか？	がん治療の受療により期限内の申請が困難な場合、申請書類の発行に相当の時間を要する場合、その他決裁権者が認める場合です。

14	対象となるがん患者が未成年であるため、親が代わりに購入した場合、補助対象となりますか？	対象となるがん患者の3親等以内の親族が購入された場合は、補助対象となります。
15	各種ポイントを利用して購入した場合、ポイント分も補助対象経費に含まれますか？	ポイントの利用は値引きと整理されるので、ポイント分は対象外となります。ポイント適用後の請求金額（実際の支払額）と補助対象経費（ポイント適用前の商品価格と消費税）のいずれか低い方を補助対象とします。
16	申請書の押印は省略が可能ですか？	県の規則に基づき、申請者が氏名を自署する場合には押印を省略することができます。（郵送を含みます）
17	添付書類「世帯全員の所得及び課税額を証明する市町村長が発行する書類」で、世帯全員とはどの範囲を言いますか？ 同一生計の者ですか、同一保険に加入している者ですか？	同一生計の方です。
18	皮膚がんにより乳房切除を行った場合の補整下着購入は、対象になりますか？	がん治療における外見変貌を補完する補整具であれば、対象となります。
19	年度中にウィッグ及び補整下着を別々に申請する場合、「世帯全員の所得及び所得課税証明書」は、その都度提出が必要ですか？	原則として、2回目の申請時には1回目の申請時に提出いただいた証明書の写しを提出いただければよいです。ただし、1回目の申請を4～5月に行い、2回目の申請を6月以降に行う場合はその都度提出していただく必要があります。
20	添付書類「世帯全員の所得課税証明書」について、市町村から自宅に届く納税証明書（世帯全員分）でもよいですか？	納税証明書でも可です。ただし、同一生計の方の確認をお願いします。
21	海外で生活していたため、市町村で課税証明が発行できないが、どうしたらよいですか？	左記の理由により課税証明書の提出ができない場合は、申立をしていただき、市町村民税相当額がわかる書類又は、海外に居住していたことがわかる書類を提出してください。
22	住所変更をしておらず現住所での登録がない場合、申請書類の住所記載はどうなりますか？（納税証明書は、住民票上の住所から発行。）	現住所で記載してください。
23	補助対象のがん患者が購入後に亡くなった場合、申請の対象となりますか？	亡くなる前に購入されていることから、補助対象とします。
24	世帯全員の所得課税証明書について、働いていない場合でも必要ですか？	働いていない方の分も提出をお願いします。ただし、義務教育以下の子供の所得課税証明書は不要です。
25	補整具の購入に係る書類は、領収書だけでよいですか。明細も必要ですか？	明細があれば写しを提出していただき、明細書がない場合には、申請時に付属品が含まれるかどうか可能な範囲で聞き取りさせていただきます。
26	乳がん手術後の患者が装着しやすい、前開きの下着等も対象となりますか？	前開きの下着など乳房切除後の患者が使用しやすい下着等も、療養生活の質の向上を図るものとして対象とします。
27	眉毛の脱毛時に使用する、眉毛用のシールも対象となりますか？	本事業では対象となりませんが、「抗がん剤治療副作用対策支援事業補助金」の対象としていますので、健康政策課のホームページ等をご確認ください。
28	補助対象経費に消費税・送料・手数料は含まれますか？	消費税は含まれますが、送料・手数料は含まれません。

29	乳がんの全摘手術を受けられた方が、腹部の一部（自家組織）を使用した乳房再建術も受けられ、術後に病院側の指示で「ウエストニッパー」を購入しましたが、助成対象になりますか？	本補助金は、外見変貌を補完する補整具等の購入費用の助成が目的です。今回は手術後の医療ケアが主目的なので、対象になりません。
----	--	---

【申請例（令和7年度に初回申請する場合）】

		前年度		申請日の属する年度	1年後		2年後		3年後	
		6年度		7年度	8年度		9年度		10年度	
		6/4/1～	7/1/1～	8/1/1～	9/1/1～	10/1/1～	～11/3/31			
初回申請	申請日（7年度中）			☆						
	購入日（7/1/1～申請日）	←————→								
2回目以降の申請可能期間		←————→								
(初回申請日の属する年度～3年後の3/31まで)		←————→								
8年度中に申請する場合の購入期間		←————→								
9年度中に申請する場合の購入期間					←————→					
10年度中に申請する場合の購入期間						←————→				